

議案第 1 号

関市役所支所条例の一部改正について

関市役所支所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 20 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市洞戸事務所の移転等に伴い、この条例を定めようとする。

関市役所支所条例の一部を改正する条例

関市役所支所条例（昭和25年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(設置)」を付し、同条の表洞戸事務所の項中「292番地3」を「294番地5」に改める。

第2条に見出しとして「(職員)」を付する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条（同条に見出しを付する部分に限る。）及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。